

# 学生への海外留学資金助成

大阪大学法学会は、その活動の一環として、大学間交流協定および部局間交流協定に基づき海外の大学に留学した学生会員に対して留学資金の一部を援助しています。

希望者は下記の応募要領に従い、応募してください。

なお、選考は法学会運営委員会が行ないます。

## 海外留学資金助成応募要領

### 助成額

1人当たり10万円を上限として支給

### 募集人数

若干名

### 応募資格

- 1) 入学初年度より法学会会員であること
- 2) 上記交流協定に基づいて海外の大学に派遣された学生であること

### 応募書類

1. 法学会ホームページよりダウンロードした所定の申請書
2. 交流協定に基づく留学が認められた旨の決定通知書（コピー可、派遣期間が明記されていること）
3. 留學生活についての記事（800字程度）  
法学会で編集のうえ、「法学会だより」「法学部紹介冊子」等に掲載します。  
形式等は既刊号を参考にしてください。
4. 以下の事柄をまとめた報告書（4000字程度）  
法学会で編集のうえ、「まちかね法政ジャーナル」に掲載します。  
形式等は既刊号を参考にしてください。
  - ① 留學生活の概要（留學の経緯、どのような授業に出たか、どのような指導を受けたか、勉学以外の面でどのような経験をしたか、どのような点で苦労したか）。
  - ② 留學の成果（今回の留學が自分にとってどのような点でプラスになったか）。
  - ③ 将来への展望（今後、留學の成果をどのように活かそうと考えているか）。
  - ④ 履修科目概要（出席した授業の一覧と各授業の簡単な内容）。
5. 留學中の写真（人物、大学、風景等）3～5枚程度  
写真は上記印刷物に掲載することを念頭に置いて、内容に即した高画質のものを用意すること。  
ファイル名に写真の内容を明記すること。例：法学部の建物、課外活動の様子、観光名所の城など

### 応募書類の提出先および提出期限

提出先：法学会事務局

提出方法：上記1～5のデータを送信または持参（法経研究棟2階207号室）

提出期限：大学が認めた派遣期間終了後、3週間以内。

### 受給者へのお願い

法学会主催の催し等に参加し、留學時の経験についての講演を依頼することがあります。

## 大阪大学法学会

560-0043 大阪府豊中市待兼山町1-6  
大阪大学法学会

TEL 06-6850-5178

FAX 06-6850-5177

E-mail hogakkai.law@office.osaka-u.ac.jp